

# いわき市農業委員会第40回総会議事録

## 1 開催日時

令和3年6月22日（火） 9時00分から11時30分

## 2 開催場所

いわき市役所東分庁舎 5階 会議室

## 3 出席者（30人）

### (1) 農業委員（23人）

1 草野庄一	11 新妻信夫	21 和田正人
2 坂本和徳	12 佐川良平	22 木田テイ子
3 蛭田元起	13 鈴木理	23 小泉昌男
4 遠藤重和	14 蛭田秀史	24 佐藤吉行
5 藁谷昭夫	15 高木眞一	
6 鈴木義直	16 木幡仁一	
7 草野久仁昭	17 菅波一郎	
8 箱崎寿正	18 大竹公治	
	19 油座盛明	
10 油座勝三	20 岡田光男	

### (2) 事務局（10人）

太清光	事務局長
阿部伸夫	参事兼次長
小川仁一	主任主査兼農地調査係長
草野浩平	主任主査兼農政振興係長
府川将人	農地審査係長
鈴木昌則	農地審査係 主査
福田幸士	農地審査係 主査
坂本壮示	農地審査係 主査
金成聡司	農政振興係 主査
渡邊梓	農地調査係 事務主任

## 4 欠席者（1人）

9 松本英人

## 5 会議の概要

事務局  
(阿部次長)

本日は、お忙しい中、いわき市農業委員会第39回総会に御参集を頂き、ありがとうございます。

初めに、御手元にお配り致しました資料を確認させていただきます。

○第40回総会議案書

○許可申請に係る意見及び決定理由書

○現地調査位置図

【資料1】農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見（案）について

【資料2】第17期いわき市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者の評価結果について（報告）

【資料3】総会議案説明書の訂正について

【資料4】農地法第51条第1項に該当する事案の対応について

以上、7点です。

なお、午後に開催します第6回全員協議会の資料につきましては、全員協議会の会場で配布いたします。

いわき市農業委員会総会会議規則第22条において、「委員は、総会中、みだりに議席を退くことができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、議長の許可を得て退くことができる。」とされており、総会開催前に、携帯電話は電源をお切りになるか、マナーモードの設定について、ご協力をお願い致します。

次に、農業委員会憲章唱和でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、省略させていただきます。

本日の総会につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づきまして会長が招集させて頂いております。それでは、議事に先立ちまして、草野会長より、御挨拶申し上げます。

草野会長

いわき市農業委員会第40回総会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、田植え後の栽培管理、また作物の栽培管理のお忙しい中、今日は一日の仕事になりますが、早朝からの出席、御苦労様でございます。

第40回総会ということで、我々第16期農業委員としての最後の総会となります。

非常に感無量な所があります。

我々、第16期農業委員として振り返れば、3年前の7月9日、市長より辞令をいただきまして、新たな農業委員としてスタートしたわけです。

また、改革後の新体制として、農地利用最適化推進委員が設置さ

草野会長

れ活動してきました。

私としては、新型コロナは別として、路が見えていない中で会長としての任務でしたが、私なりにやるべきことはできたかなと思いますが、それにつきましては、委員の皆様の御理解、御協力があったものと、心より感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

私の場合は、同期だった鈴木理県会長が、3期延べ10年間、会長職をやられた後の会長職として、特にプレッシャーがありました。

特に、組織改革後の体制ということで、果たしてどういうふうに進めれば良いのか、自問自答しながら、また、事務局と相談しながら進めてきたのですが、まだ、やり残したことが非常に多いと思って、非常に残念に思っているところでございます。

農業委員24名、農地利用最適化推進委員32名の大所帯で中々全員協議会が出来なかったというのが、残念に思います。

また、我々の仕事外のコミュニケーションの場である懇親会、一番残念なのが、先進地視察ができなかったというのが、私だけではなくて、委員の皆さんが非常に残念に思っているのではないかと思います。

しかしこれは、委員の皆様も、こういう時期に出くわした宿命にあるのかなと理解いただいていると思います。

今回、止む無く、自ら手を降ろされた委員の方もおります。

また、新たに委員になられた方もおり、7月から新しい体制となります。

我々のやってきたことが、次につながれば、委員としてのやりがいになるのではないかと思います。

本日の議題としては、定例となります農地法に関する議案の他、6月28日に市長に提出を予定している、農地等最適化推進施策の改善に関する意見についての御審議をいただくことになっております。

本日の総会は、第16期最後の総会となります。

皆様には慎重かつ円滑な審議を賜りますようよろしくお願い致します。まして、挨拶とさせていただきます。

事務局  
(阿部次長)

ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定に基づき会長が議長となり進めさせていただきます。

議 長  
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本日は、議席番号9番、松本英人委員が欠席でございます。

現在、委員24名中、23名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定の過半数を超えております。本日の総会は成立することを御報告致します。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会、閉会は議長が宣告することとなっておりますので、宣告致します。

只今より、いわき市農業委員会第40回総会を開会致します。

次に、議事録署名人の指名でございますが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名致します。

議席番号14番、蛭田秀史委員

15番、高木眞一委員

また、書記は事務局をお願い致します。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、農業委員会は、総会等の終了後速やかに市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供することとされております。

これにより、総会議事録の作成については、委員個人名と発言内容のすべてを記載する全文記録方式と致します。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告を事務局よりお願い致します。

事務局  
(阿部次長)

－議案書2ページにより会務報告－

議 長  
(草野会長)

それでは、只今より議事の審議に入りますが、その前に議案、報告案件で取下げ、訂正、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

本日、協議事項として、農地法第51条第1項に該当する事案の対応について、の追加をお願い致します。

議 長  
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する

議 長  
(草野会長)

事項については、その議事に参与することができないこととされております。

議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、において、議席番号17番、菅波一郎委員が該当しております。

菅波委員には、議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際、申し出て下さい。

それでは、議案第1号、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見(案)について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長)

議案書の3ページを、お開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

お手元にお配りしている資料1を御準備願います。

農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見(案)というものでございます。

説明の前に、資料1につきましては、6月11日付で委員の皆様へ事前に郵送させていただいております。

その後、役員会を経ておりますが、お送りした内容と変更点はございません。

資料1でございますが、5月の総会の際にお配りしたもののから修正した部分を簡単に説明させていただきます。

全体を通しまして、文章の肉付けですとか、文末の表現の見直しについて意見全体を通して行っております。

また、小項目の順番の見直しについて、関連性の観点から再整理をしたところでございます。

修正の3つ目でございますが、資料1の7ページをご覧くださいのたきのですが、(7)多核種除去設備等処理水に関する適切な対応ということで、前回の総会において、委員の皆様から意見があったものとして、この小項目を追加しているところでございます。

改善に関する意見につきましては、1月に意見の募集をさせていただいて、2月の総会に提出いただき、3月総会でいただき意見をお示しし、4月総会で意見に盛り込むものと、この委員会で検討するものに仕分けをして、前回5月の段階でこの形の素案に落とし込んでおります。

今回、案ということで、最終の議決を求めるものでございます。

6月28日の午前11時から、草野会長と、蛭田会長職務代理者で市長に提出いただく予定となっております。

この意見についての市議会への対応についてですが、

6月28日の午前11時から11時30分に市長に提出をして、その後、11時40分から市議会正副議長に面談による意見内容についての説明

事務局  
(小川係長)   を行うこととしております。  
          その他の市議会議員の皆様には、意見の内容を情報提供すること  
          としております。  
          説明は以上です。

議  長  
(草野会長)   只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。  
          委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

          －意見無しとの声有り－

議  長  
(草野会長)   御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
          議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ござい  
          ませんか。

          －異議無しとの声有り－

議  長  
(草野会長)   御異議無しと認め、議案第1号、農地等利用最適化推進施策の改  
          善に関する意見（案）については、原案のとおり可決致します。  
          次に、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に  
          ついて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)   議案書の4ページを、お開き願います。  
          【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】  
          詳細は担当者が説明致します。

事務局  
(鈴木主査)   説明に入る前に、資料の訂正と取下げがございます。  
          資料3、総会議案説明書の訂正についての1ページを御確認くだ  
          さい。  
          第39回総会の議案第3号についてでございますが、議案説明書並  
          びに現地調査位置図の地目についての訂正でございます。  
          次に、本日の総会の議案説明書についての訂正でございます。  
          議案説明書3ページ、番号2番の譲受人の氏名について誤りがあ  
          りました。  
          同じく、番号3番の譲受人の住所の一部に誤りがありました。  
          また、取下げ案件が1件ありましたので報告致します。  
          議案説明書4ページ、番号14番の案件について、当該農地の地下  
          へ送電線を埋設する区分地上権の設定案件でありましたが、申請人  
          より譲受人についての記載誤りがあったことから、取下げ願いが提  
          出されましたので、削除をお願い致します。

事務局  
(鈴木主査)

これにより、今月の農地法第3条許可の面積が変更になります。  
つきましては、田については変更がなく35,852㎡となり、畑が8,182㎡から6,887㎡に変更となります。  
ついては、合計面積が41,034㎡から39,739㎡となります。  
以上、訂正をお願い致します。  
それでは、説明させていただきます。  
農地法第3条第1項の規定による許可申請についてでございます。  
地図については、別紙、現地調査位置図を併せてご覧ください。  
議案説明書3ページをお開き願います。  
番号1番から7番については、売買による所有権の移転であります。  
番号8番から10番までは、贈与による所有権の移転であり、番号8番、9番については新規就農者への贈与となります。  
番号11番、12番については、農地の交換となります。  
番号13番については、賃借権の設定となります。  
番号14番は区分地上権の設定でしたが、取下げとなりました。  
従いまして、今月の3条申請面積について、田35,852㎡、畑6,887㎡、合計39,739㎡となります。  
議案説明書5ページ、6ページをお開き願います。  
許可要件については、3条許可ができない場合を示した農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。  
なお、許可要件の詳細については、議案説明書の7ページを御確認ください。  
説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について説明がありました。  
ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

17番  
菅波委員

議席番号17番、菅波一郎委員です。  
番号1番から9番、及び番号13番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。  
以上です。

議長  
(草野会長)

続いて、事務局お願い致します。

事務局 (鈴木主査)	事務局から報告致します。 番号10番から12番については、新規就農でない農業者への贈与及び交換の事案でございました。 現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は以上です。
議 長 (草野会長)	只今の報告では、特に問題が無いとの報告でした。 委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。
6 番 鈴木委員	議席番号6番、鈴木義直です。 番号1番と2番の方ですが、田と畑を購入するとのことですが、法人として農地を取得する事案かと思えます。 この法人がどういう形で農業の展開を行っていくのか教えてください。
事務局 (鈴木主査)	番号1番と2番の譲受人ですが、農地所有適格法人ということで、水稻をはじめ、ブロッコリー、ニンジン、大根などを作付けする予定となっております。
議 長 (草野会長)	その他、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。  －意見無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御質問が無いようでありますので、お諮り致します。 議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。  －異議無しの声有り－
議 長 (草野会長)	御異議無しと認め、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。 次に、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局 (府川係長)	議案書の5ページを、お開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は担当者が説明致します。

事務局  
(福田主査) 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、御説明いたします。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。

議案説明書9ページ、許可申請に係る意見及び決定理由書1ページをお開き願います。

番号1番、申請土地は好間町、登記地目は田、転用面積は5,758㎡です。

転用目的は、農地改良工事のための一時転用です。

以上、1件、面積は、田5,758㎡、畑0㎡、合計5,758㎡です。

説明は以上です。

議長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第3号について説明がありました。

ここで、現地調査時の意見等の報告をお願い致します。

事務局  
(福田主査) 番号1番について、一時転用案件であることから事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は以上です。

議長  
(草野会長) 只今の報告では、特に問題無いと判断されたとのことでした。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

－意見無しの声有り－

議長  
(草野会長) 御質問が無いようでありますので、お諮り致します。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長) 議案書の6ページを、お開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は担当者が説明致します。

事務局 (福田主査)	<p>議案説明書10ページをお開き願います。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願いについて御説明いたします。</p> <p>配付しております現地調査位置図をご覧になりながらお聴きくださるようお願いいたします。</p> <p>議案説明書11ページをお開き願います。</p> <p>番号1番、土地の所在は小川町、登記地目は畑、転用面積は1,658.46㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和2年11月2日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>番号2番、土地の所在は好間町、登記地目は畑、転用面積は1,286.14㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和2年9月25日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>番号3番、土地の所在は好間町、登記地目は畑、転用面積2,366㎡です。</p> <p>転用目的は、太陽光発電設備です。</p> <p>本案件は、令和2年9月25日付けで許可された、農地法第5条の許可の取消しでございます。</p> <p>取消理由について、いずれも同じ理由となっており、工事計画が遅れ、許可申請時に予定していた令和3年3月までに工事が完了しなかったことに加え、配置する太陽光パネルの種類が許可申請時に予定していたものと変更となり、配置位置及び枚数に変更が生じることから、計画の見直しを行い、改めて許可申請を行うため、許可の取り消しを願ひ出るものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第4号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
事務局 (福田主査)	<p>番号1番から番号3番について現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p>

－意見無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御質問が無いようでありますので、お諮り致します。  
議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

－異議無しの声有り－

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第4号、農地法第5条の規定による許可処分  
の取消願については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(府川係長)

議案書の7ページを、お開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

詳細は担当者が説明致します。

事務局  
(坂本主査)

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、説明致します。

議案説明書12ページをお開き願います。

配付しております現地調査位置図と許可申請に係る意見及び決定理由書を御覧願います。

説明の前に資料の訂正がございます。

資料3をご覧ください。

まず、前回の総会での議案説明書について、資料3の1ページ目の第39回総会議案説明書の訂正についての番号2及び3が記載のとおり訂正となります。

また、今回の議案説明書についての訂正ですが、資料3の2ページ目について、議案説明書13ページの番号3番の転用目的を訂正願います。

大変申し訳ございませんが、訂正をお願い致します。

それでは、説明致します。

なお、説明は、申請地、登記地目、転用面積、転用目的の順で読み上げます。

議案説明書13ページをお開きください。

1番、山田町、田1,326㎡、太陽光発電設備です。

2番、常磐、田、及び畑、2,930㎡、資材置場です。

3番、小川町、畑855㎡、駐車場です。

4番、小川町、田、及び畑、862.17㎡、太陽光発電設備です。

事務局 (坂本主査)	<p>5番、三和町、田、683.84㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>6番、三和町、田、767.74㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>7番、田人町、畑、1,000.09㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>8番、久之浜町、田1,011.78㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>9番、大久町、畑1,315㎡、太陽光発電設備です。</p> <p>以上、9件、面積は、田6,540.36㎡、畑4,211.26㎡、合計10,751.62㎡となります。</p> <p>申請内容を審査した結果、申請箇所すべてが農地転用許可基準である立地基準、及び一般基準を適正に満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第5号について説明がありました。</p> <p>ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
18番 大竹委員	<p>議席番号18番、大竹公治です。</p> <p>番号1番から番号9番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。</p> <p>委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第6号、現況確認証明願いについて、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (府川係長)	<p>議案書の8ページを、お開き願います。</p> <p><b>【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】</b></p> <p>詳細は担当者が説明致します。</p>

事務局 (鈴木主査)	<p>議案説明書15ページをお開き願います。          それでは、説明させていただきます。          議案説明書の16ページをお開きください。          併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図を併せてご覧ください。</p> <p>番号1番、申請地は四倉町外4筆、登記地目は全て畑、現況は山林、面積は合計で484㎡でございます。</p> <p>非農地化した経緯につきましては、申請者の父親のころから、耕作放棄がなされたため、山林化が進み現在に至っております。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第6号について説明がありました。          ここで、現調査時の意見等の報告をお願い致します。</p>
19番 油座委員	<p>議席番号19番、油座盛明です。          番号1番の事案について現地を調査した結果、特段、問題はございませんでした。          報告は以上です。</p>
議 長 (草野会長)	<p>只今の報告では、特に問題無いと判断されるとのことでした。          委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。</p> <p>－意見無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御質問が無いようでありますので、お諮り致します。          議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。</p> <p>－異議無しの声有り－</p>
議 長 (草野会長)	<p>御異議無しと認め、議案第6号、現況確認証明願いについては、原案のとおり可決致します。</p> <p>次に、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画について、審議致しますが、議事参与の制限に、議席番号17番、菅波一郎委員が該当しております。</p> <p>菅波委員は、一時退出を願います。</p> <p>(菅波委員退室)</p>

議 長 (草野会長)	それでは、議案第 7 号、いわき市農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。
事務局 (小川係長)	議案書の 9 ページを、お開き願います。 【議案第 7 号を朗読し、審議事項を説明】 詳細は担当者が説明致します。
事務局 (渡邊主任)	<p>議案説明書の17ページをお開き願います。 いわき市農用地利用集積計画について説明させていただきます。 初めに訂正がございます。</p> <p>議案説明書の18ページをお開き願います。 農用地利用集積計画の内容について、第 7 号の貸し手が194名とありますが、正しくは193名です。</p> <p>併せまして議案説明書20ページの利用権設定地区別総括表の勿来地区の貸し手が192名、計が193名と訂正となります。</p> <p>なお、筆数、面積等は訂正ございません。 お詫びのうえ、訂正させていただきます。</p> <p>それでは、議案説明書18ページをお開き願います。 農地利用集積計画第 7 号、及び 8 号の内容について説明致します。 第 7 号は、公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により新たに農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に転賃する事案でございます。</p> <p>実施地区は平、勿来、借り手 8 名、貸して193名。 対象筆数は田283筆、畑 7 筆、面積は田467, 784㎡、畑10, 623㎡となっております。</p> <p>なお、集積計画第 7 号について、補足させていただきます。 勿来地区については、東日本大震災に伴う基盤整備事業により従前地の貸借を全て解約し、換地にて新たに貸借契約を結ぶものです。 当該地区の換地は現在、法務局内の手続きにより、登記閉鎖状態であるため、通常手続きにより、農地中間管理事業貸借を進める事ができませんが、東日本大震災に伴う、国の補助の支払いスケジュールや、円滑な換地面積による賃借料の支払い等のため、地元ほ場整備組合より特段のスケジュールでの中間管理事業の実施の依頼があったものです。</p> <p>農地台帳及び登記事項証明にて貸借する農地の情報が確認できなかったため、換地計画書にて、情報を精査し、地元ほ場整備組合にも情報の錯誤が無い事を確認したうえで集積計画を作成しております。</p> <p>また、従前の農地貸借の解約については、合意解約書類の提出が</p>

事務局  
(渡邊主任) 遅れたため、次回の農業委員会総会で報告させていただきます。  
平地区の案件は、機構関連農地整備事業の実施に向け、共有者不明として、探索を行ったものが、貸借前に申請者が亡くなってしまった事により貸借できなくなってしまった案件です。  
改良区で、親族と連絡を取る事ができたため、法定相続人の過半の同意を得て中間換地権を設定するものです。  
第8号は、新たに利用権（賃貸権）を設定する事案でございます。実施地区は平、四倉、借り手1名、貸し手2名。  
対象筆数は田8筆、面積は田6,908㎡となっております。  
なお、議案説明書44ページまで、農用地利用集積計画の各号の詳細な説明は省略させていただきます。  
以上、第7号、及び8号の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
以上です。

議 長  
(草野会長) 只今、事務局より、議案第7号について説明がありました。  
委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長  
(草野会長) 御意見が無いようですので、お諮り致します。  
議案第7号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長  
(草野会長) 御異議無しと認め、議案第7号、いわき市農用地利用集積計画については、原案のとおり可決致します。  
それでは、菅波委員、入室願います。

(菅波委員入室)

議 長  
(草野会長) 次に、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(小川係長) 議案書の10ページを、お開き願います。  
【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】

事務局  
(小川係長)

詳細は担当者が説明致します。

事務局  
(渡邊主任)

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定について説明致します。

議案説明書の46ページをお開き願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、いわき市が作成した農用地利用配分計画（案）について意見が求められたためお諮りするものです。

借り手の住所は山田町、貸し手の住所は福島市中町8番2号、公益財団法人福島県農業振興公社理事長佐藤清丸、土地の所在は山田町、現況地目は田、面積は3,959㎡、詳細については、記載のとおりです。

なお、農用地利用配分計画（案）は、既存の中間管理事業の借り手の変更に伴い、作成されたものです。

また、借り手は農地中間管理機構へ借受者として登録された者の中から選定されております。

農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項、及び福島県農業振興公社農地中間管理事業の実施に関する規定第13条のとおり、県知事認可の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について説明がありました。委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議長  
(草野会長)

御意見が無いようですので、お諮り致します。議案第8号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第8号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決致します。

次に、議案第9号、いわき市農業委員会農地台帳管理規程の一部

議 長  
(草野会長)

改正について、事務局の説明を求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書の11ページを、お開き願います。

【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】

次のページをお開き願います。

国では、昨年度より、行政手続きにおける書面主義、押印原則等の見直しを進めており、数多くの手続きについて押印が廃止されております。

これを受け市でも、行政手続きにおける押印の見直しを順次進めております。

当委員会においても、農地法に基づく許認可事務等、申請者に押印を求める手続きが数多くあることから、これらの見直しが必要となっております。

いわき市農業委員会農地台帳規程につきましては、台帳の補正に係る申請及び台帳閲覧に係る申請、3つの様式で押印を求めていることから、これらの様式の押印欄を削除するものです。

規程の制定、改廃については、いわき市農業委員会規程により、総会の議決が必要であることから、今回、議案として上程したものです。

なお、当該規程以外にも農地法等に基づく申請等、押印を求める手続きがありますが、これらにつきましては、国等の押印見直しに係る通知等に基づき、事務局において順次押印見直しを進めることとしているところでございます。

説明は以上です。

議 長  
(草野会長)

只今、事務局より、議案第9号について説明がありました。

委員の皆様から何か御意見、御質問はございますか。

-意見無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

御意見が無いようですので、お諮り致します。

議案第8号について、原案のとおり可決することに、御異議ございませんか。

-異議無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

御異議無しと認め、議案第9号、いわき市農業委員会農地台帳管理規程の一部改正については、原案のとおり可決致します。

次に、報告第1号から報告第5号まで、一括して事務局の説明を

議 長  
(草野会長)

求めます。

事務局  
(草野係長)

議案書13ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読、報告事項を説明】

資料2をご準備願います。

まず、資料の1枚目をご覧ください。

任期満了に伴う推進委員の改選については、令和3年2月1日から3月1日まで募集を行い、個人推薦、団体推薦、自薦あわせて33名の応募がありました。

これらの応募に対し、委員8名で構成する農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、評価基準に基づき全ての応募者を評価し、その集計結果から、応募地区ごとに評価点合計の高い方から順に候補者を選定しました。

選定結果については、資料2枚目のとおりです。

資料2枚目につきましては、応募地区別の表となっており、各地区、背景が白で一番左に番号が付されている方が、評価委員会において候補者として選定された方となっており、網掛けの方については選考外の方となっております。

なお、候補者の方の順番につきましては、評価点順ではなく、五十音順で記しております。

補足しますと、例えば、平1区ですと、ナンバー1から4の方が定数内であり、候補者として選定されており、網掛けの方が次点となっております。

また、表の欄外右側の数字は、複数の地区の応募した方の希望順位となっており、平1区で次点の方は、希望順位1番目の平1区では選考外でしたが、平2区では定数内に入っており、平2区で候補者として選考されております。

農地利用最適化推進委員については、7月8日開催の第17期第1回総会で御承認いただいた後、正式決定となります。

定数を満たせず再募集が必要となる地区につきましては、平2区で、1人が農業委員に内定していることから、1名不足しており、内郷、好間、三和地区が2名、四倉、久之浜、大久地区が1名不足していることから、3地区計4名の再募集が必要となる見込みです。

再募集に係る正式な募集要項は、現在準備中であり、今後、関係機関への協力依頼や、要項のホームページ等での周知、窓口での案内を行うこととしております。

委員の皆様には、参考として、前回使用した募集要項及び申込書をおわたししておりますので、これを活用して、再募集地区におい

事務局  
(草野係長)

て、候補となられる方に心当たりがあれば、お声かけ等、推進委員の確保にご協力をお願いしたいと考えております。

説明は以上です。

次の、報告2号からは府川係長が説明致します。

事務局  
(府川係長)

議案書14ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書47ページをお開き願います。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告致します。

5月は15件の届出がありました。

合計面積は、田57,337.61㎡、畑35,649㎡、合計92,986.61㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書15ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書51ページをお開き願います。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、報告致します。

5月は13件の届出がありました。

合計面積は、田3,394㎡、畑6,114㎡、合計9,508㎡でございます。

以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。

続きまして、議案書16ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書55ページをお開き願います。

農地法第18条第6項の規定による通知について、報告致します。

5月は1件の通知がありました。

合計面積は、田1,793㎡、畑108㎡、合計1,901㎡でございます。

以上、合意解約の通知がありましたので、報告致します。

説明は以上です。

次の報告第5号は草野係長より報告致します。

議案書17ページをお開き願います。

【報告第6号を朗読、報告事項を説明】

議案説明書55ページをお開き願います。

引き続き農業経営を行っている等の証明書について、報告致します。

5月は2件、相続税の納税猶予についての案件でありました。

合計面積は、田17,116.68㎡、畑6,805㎡、合計23,921.68㎡になります。

事務局 (府川係長)	<p>審査の結果、引き続き農業経営を行っているものと判断し、証明書を交付致しました。</p> <p>以上、事務局長が専決処分致しましたので、報告致します。</p> <p>議事の報告と致しましては、以上になります。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、報告事項ですので、御承知置き願います。</p> <p>ここで、協議事項に移る前に、一時休憩と致したいと思えます。</p> <p>只今、10時45分ですので、10分間の休憩とし、再開は10時55分と致します。</p>
	(10分間休憩)
議長 (草野会長)	<p>皆様お揃いですので、議事を再開致します。</p> <p>協議事項でございますが、冒頭の事務局からの説明のとおり、協議事項として、農地法第51条第1項に該当する事案の経過について、協議いたします。</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (坂本主査)	<p>それでは、追加協議事項、農地法第51条第1項に該当する事案の対応について御説明いたします。</p> <p>協議事項追加資料をご覧ください。</p> <p>まず、項目の1つ目、協議の趣旨ですが、農地転用許可済みの箇所について、許可を受けた事業計画どおりに施工されていないことが確認されたため、令和3年3月17日に開催された第36回総会において、農地法第51条第1項に該当する案件として議決を受けたものでありますが、その後の経過を報告するとともに、今後の対応について協議を行うものであります。</p> <p>なお、許可は2件ですが、申請者は同じで、2つの許可の箇所は隣接しており、相互に関連しておりますので一括で御協議をお願いしたいと思います。</p> <p>項目の2、事案の概要についてです。まず、(1)、許可の内容ですが、譲渡人住所氏名は記載のとおり、譲受人住所氏名は、大阪府中央区南船場1丁目、株式会社日本エコロジー、代表取締役松井政憲です。</p> <p>当該案件の内郷の1筆については令和2年3月31日付いわき市農業委員会指令第5135号により、また、隣接する1筆については同5136号によりこれら申請者に対し太陽光発電設備設置に係る転用を許可しました。</p> <p>続いて(2)許可申請時の事業計画と実際の状況についてです。</p>

事務局  
(坂本主査)

許可を受けた際の事業計画では、両申請地のそれぞれに太陽光発電設備を1施設ずつ、1施設あたり300枚の太陽光パネルを設置する計画でしたが、実際にはパネル配置などが許可を受けた際の事業計画と異なっており、また、いわき市農業委員会指令第5136号により許可を受けた案件については、パネルが許可された範囲を越境し、隣地にパネルが設置されております。

資料の3ページ及び4ページをご覧ください。

3ページ、及び4ページが転用許可申請時の事業計画と実際の状況になります。

上の図面が、株式会社日本エコロジーからの農地転用許可申請に添付された事業計画で、当該計画どおりに事業を行うことを許可条件として転用を許可しております。

下の図面は、株式会社日本エコロジーから提出された実際の状況です。

まず、当該地の1筆の現在の状況ですが当初の計画に比べ、筆の南東側に寄せてパネルが配置されており、設置枚数が300枚から248枚に減少しています。

次に、もう1筆の現在の状況ですが、パネルの枚数が300枚から352枚に増加しており、当初の事業計画書では筆内に300枚のパネルを設置する計画であったものが、隣接地に越境して設置されている状況であります。

これは、許可の際に付された許可条件である申請書に記載された事業計画に従って、事業の用に供すること、及び農地法第51条第1項第2号、第五条第一項の許可に付した条件に違反している者に該当するとの理由から、令和3年3月17日に開催されました第36回総会において、農地法第51条第1項に該当する案件として議決されたものであります。

続いて、これまでの経過について、資料5ページから時系列に沿って御説明いたします。

本年1月8日に資料9ページ、10ページのとおり、当該地についての事業完了報告書が提出されましたが、添付写真に疑義があった為、現地確認を行った結果、許可条件どおりに施行されていないことを確認したため、株式会社日本エコロジーに電子メール、及び電話で事情を聴取し、経過を確認いたしました。

なお、9ページ、10ページの事業完了報告書は、実態と異なるため、受理しておりません。

資料11ページ、及び12ページをご覧ください。

2月18日、電話で日本エコロジーより事情を聴取した中で、事業計画どおりに施工できなかった理由を尋ねたところ、先方の担当者

事務局  
(坂本主査)

から、施工は下請けの業者に全て任せていたが、本社が大阪であるため監督できなかつたとの説明を受けたところです。

資料13ページをご覧ください。

事業計画どおりに施工されなかつた理由について、文書で回答するよう日本エコロジーに求めておりましたが、3月4日付で同社から回答があり、その文書では、計画時は公図及び航空写真に基づいてパネル配置図を作成したが、工事を実施する段階で計画していたパネル枚数が設置できないことが判明したため、許可を得た2筆に合計600枚のパネルを設置することを現場で判断した、と説明されております。

3月9日には、農業委員4名及び事務局による現地確認を行いました。3月17日開催の第36回総会において、農地法第51条第1項に該当する案件として議決されました。

当該議決を受け、資料14ページのとおり、4月30日までを期限とし、許可を得た際の事業計画どおりに施工するよう文書による1回目の指導を行いました。

続いて、資料の15ページをご覧ください。

4月12日に日本エコロジーの社長名による文書、社判のみで代表者印はありませんが、当該地の農地転用事業計画変更についての懇願が会長及び事務局宛てに送達され、4月12日に収受しました。

趣旨は、現に設置された状況を認めてほしいというものです。

この文書については、4月19日に開催されました、第19回役員会で報告しております。

続いて資料の16ページ、17ページをご覧ください。

これは、5月6日付で、発出した2回目の文書による指導です。

その後、5月11日に日本エコロジーの顧問から事務局に電話がありました。

用件は、当該事案について事務局を訪問したいとのことで、5月20日、当該違反転用事案について相談するため、代表取締役の松井政憲氏、及び顧問が事務局に来訪しました。

日本エコロジーからは、事業計画変更申請については容易に行えるものとの認識だった、許可申請時の事業計画と異なる施工を行い、完了後に計画の変更を行うことを考えていた、当初事業計画どおりに施工しないことについて、違法性の認識がなかつた、との主張がありました。

この主張に対し、事務局は、違反状態の是正として、許可を受けた際の事業計画どおりに施工するか、または現状の配置で施工する場合には、当該地に設置されているパネル等を一旦全て撤去して農地性を回復し、違反状態の是正後に事業計画の変更申請を行うとい

事務局  
(坂本主査)

う 2 つの方法を説明しました。

その翌日、5月21日に、日本エコロジー顧問より事務局長に電話があり、パネルの撤去方法について上部の太陽光パネルのみ撤去し、杭を残すことで違反状態が是正されたと認めてもらうことは可能かとの問い合わせを受けました。

これに対し、現地を確認する農業委員がその状況を農地と判断する可能性が低いと思われる、農地性の回復とは更地に戻すことである、という説明をしました。

続いて、資料18、19ページをご覧ください。

5月31日に(株)日本エコロジーからの電子メールを受信しました。

内容は、日本エコロジーが当委員会の総会議事録を確認したところ、日本エコロジーが発言していないことを事務局が、日本エコロジーが発言したと説明しているくだりがあった。

そのため、事務局の発言の撤回及び総会のやり直しを求めるというものでした。

具体的には、資料18ページ、3ヶ所に下線が引かれていますが、その一番上になります。

読み上げます。

第35回冒頭に事務局による重大な過失発言がございました。

現況が事業計画と異なることとなった原因については、施工を下請け業者に全て任せており、また、本社が現場から遠いことから監督できなかった。

このような発言は弊社はしておらず、当然このような考え方や施工はしておりません。

しかしながら、日本エコロジーの当該発言は、資料12ページのとおり、2月18日の事務局と同社社員との電話でのやり取りの中で聴取しております。

12ページ、上から3行目から読み上げます。

そもそもなぜ事業計画通りに施行できなかったのか。

施工は下請けの業者に全て任せていたが、本社が大阪であるため監督できなかった。

戻りまして18ページ、19ページの文書に対しては、資料21ページのとおり、6月2日付で発言の撤回及び総会のやり直しは行わない旨を回答しております。

前後しますが、資料20ページ、6月30日までを期限とし、文書による3回目の指導を行いました。

なお、この指導の中で、期限までに是正がなされなかった場合、次回は指導ではなく、勧告を行う旨を併せて通知しております。

続いて資料22ページ、6月5日付で文書が送達されました。

事務局  
(坂本主査)

内容は、日本エコロジーが現在までに農業委員会へ提出した文書や懇願書を総会にて配布したか、ということと、始末書による追認許可という制度があるにもかかわらず、是正を指導する理由について、回答を求める内容です。

これについては、資料の23ページのとおり6月9日付で、同社から提出された文書は全て総会において議案説明書として全委員に配布しており、懇願書については役員会に諮っていること、また、事業計画変更を行う為には違反状態の是正を確認する必要があることを回答しました。

こうしたやり取りの中、6月7日、日本エコロジーは草野会長宅にまで訪問します。

訪問したのは、日本エコロジー代表取締役、松井政憲氏、及び有限会社シグマ、代表取締役渡部逸男氏の2人です。

先方の主張は、ひとつ、パネルを撤去せずに計画変更の承認を受けたい。平上平窪の前例があるのに同じように計画変更ができないのはおかしい。

ふたつ、事務局からはパネルを撤去し、違反状態を是正するよう求められているが、隣接する2箇所ですべて許可を得ている範囲内にパネルを配置しているため問題があるとは考えていない。

みつつ、他の案件を含め、議事録を確認している。当該事案については、許可を受けている地内の設置変更で計画変更の許可をいただけないか。

よつつ、株式会社日本エコロジーが作成した文書を、会長を含めた委員全員に渡したい。委員に対しては郵送するつもりである。

これらの主張に対し、会長は、公の立場での職域以外での外部との相談等、接触は原則しないことを伝えたい。次のとおり対応されました。

ひとつ、平上平窪の事案と今回の事案とは別であり、前例があるからといって必ず同じように対応できるものではない。

ふたつ、個別の許可内容で見ると、当該地の1筆はパネルの配置が事業計画と異なっており、また、もう1筆は、太陽光パネルが許可範囲を越境し、隣接する1筆にはみ出して設置されているため、総会で違反状態と判断された。

みつつ、農業委員会は合議体であり、現場を確認した委員からの報告を受け、全員で判断して議決するため、私個人で決められることではない。

よつつ、この場でその文書を受け取ることは控える。また、立場上、委員全員に当該文書を送ることを止めることはできないが、委員の心証が悪化する可能性があるため、注意して行った方がよい。

事務局  
(坂本主査)

その後、資料24ページ、6月11日に文書が送達されました。  
内容は、境界付近のパネルのみを取り外し、パネルとパネルが境界を跨らない状態にすることで違反状態が是正されたと認めてほしいというものです。

また、6月17日、複数の委員に対し、資料25ページから27ページの文書が届いたことを確認しております。

内容は、資料の18ページ、19ページと24ページの主旨を合わせたものであり、パネルの撤去を行わず事業計画の変更許可申請を提出することを要望するものであります。

以上が、これまでの経過でございます。

資料、戻りまして2ページ、項目4、今後の対応についての協議事項でございます。

只今の説明とおり、この事案については、第36回総会における農地法第51条第1項に該当するとの議決に基づき、許可を受けた際の事業計画どおりに施行するか、または、現在設置している配置で施工する場合は、当該箇所に設置されているパネルを一旦全て撤去して農地性を回復し、違反状態を是正した上で、事業計画の変更申請を行い、当委員会の承認後にその計画どおりに施工する、この二つの方法のいずれかで違反状態を是正するよう指導してきたところです。

しかし、株式会社日本エコロジーから、設置済みのパネルを撤去せずに事業計画の変更申請を提出したいとの申し出があったところです。

そのため、引き続き、許可を受けた際の事業計画どおりに施工するか、現状の配置で施工する場合には、当該箇所に設置されているパネル等を一旦全て撤去して農地性を回復し、違法状態を是正したうえで事業計画の変更申請を行うという、これまでの対応を維持するか、そうでなければ何をもって違反状態の是正とするか、御協議をお願いしたいと思います。

説明は以上です。

議長  
(草野会長)

只今、事務局から協議事項について一連の説明がございました。  
その前に、皆様にはメール便でこういう形で送られてきているかと思えます。

この、住所に関しては、何等かの方法で確認して各委員に送ったのだらうと推測されます。

全ての経緯、総会での議決内容は、これら資料の通りだと認識しています。

先方の考えとしては、是正の指導を受けているが、この件につい

議 長  
(草野会長)

ては不服であるという主張を繰り返している。

今後の展開は分かりませんが、今までの経過を受けた先方の対応が、今説明を受けたところであります。

最終的には、先方は、法的な措置等もおわせておりますが、まず、事務局として内容を整理しどのような考えか発言を願います。

事務局  
(太局長)

この事案につきましては、農業委員会の決定に沿って是正、信頼回復に努めていただけるものと認識しておりました。

しかし、決定には従わず、総会のやり直しの他、是正命令が発出された場合の法的手段で争うまでの主張は残念でなりません。

文書の内容について多少触れますと、企業や組織においては、現場担当者の口頭説明と、会社上層部の決裁を受けた公式の文書見解とが異なる場合もあるかとは存じます。

しかしながら、当初の事業者側担当者の電話のとおり、現場事業者の判断ならば、平上平窪の事案に続き、2度目の監督不行き届きで重過失と考えられます。

許可申請について、総会決定日以降、法人組織の判断だとしても、本案件の許可申請について計画変更を受けずに、計画内容を変更し、工事完了届についても、現況と異なる写真を添付し提出していることから、善意ではなく悪意とも感じられます。

組織としてはあり得ない重大な過ちかと考えます。

一度許可を受ければ、許可内容を遵守せず、事業者側の判断、都合で施工ができるのだという認識、始末書を提出すれば、違反状態が追認されるという認識は、農地法の許可制度をないがしろにするもので、会社の遵法精神、企業コンプライアンスが疑われるものと考えます。

いずれに致しましても、問題の2筆に係る違反、許可要件を超えた太陽光パネルや発電所の設置の状況を発生させている事実、そして、今現在もそれにより発電、売電されている事実に変わりないものと考えます。

最後に、パネルのみ一時撤去の申出に触れますが、当委員会におきましては、いずれの許可案件についても、許可前の資材搬入などは不可とし、認めておりませんでした。

万が一申請地に資材が事前搬入されていた場合は、資材の撤去を確認した上で、許可するなど対応してきたところ です。

この点を踏まえた上で、パネルのみ一時撤去、架台も杭も残したうえで、是正をされたものと認めて、計画変更許可ができるものか、御意見をいただきたいと思 います。

以上であります。

事務局  
(草野係長) 只今、今までの経過と、事務局の考えも伺いました。  
これまでの内容について、委員の皆様から、御意見、御質問はございますか。

7番  
草野委員 議席番号7番、草野久仁昭です。  
資料の26ページにあります、他市町村は計画変更の許可等を得ずに、完了報告の後、レイアウトの変更を認められているとありますが、これを見ると、いわき市だけが、レイアウト変更を容易に認めていないように見えるのですが、他の市町村などの事案は参考までに分かりますか。

事務局  
(坂本主査) 本市において、他市町村の完了報告状況は確認できておりません。  
農地法において、事業計画と異なる施工を行うことについては、農地法第51条に規定されている許可条件と異なる内容に該当すると考え、今回の指導を行ったところであります。

事務局  
(阿部次長) 事務局から補足させていただきます。  
他市町村の事例について、詳しくは承知しておりません。  
国の見解として、東北農政局の見解として、許可条件に違反をすれば、それは、農地法違反に当たると示されています。  
許可条件は何かと言いますと、許可申請書に添付された事業計画であり、事業計画どおりに施工することが許可条件ですから、それと異なる施工については、農地法違反にあたりますよということは、国から示されているということです。  
もうひとつ、追認についてですが、他の自治体の取扱いは承知しておりませんが、私共いわき市農業委員会の取扱いとしても、追認を全く認めていないということではありません。  
許可を受けた筆の中で、レイアウトを変更したり、パネルの枚数に増減があったりですとか、筆の中に納まるような形で事業計画が変更された場合で、更に、事業計画の変更をやむを得ない事情があるときは、追認という取扱いをしている場合があります。  
追認についても、全部が全部追認というわけではなくて、やむを得ない事情がある場合という取扱いをしております。  
以上です。

議長  
(草野会長) 現在、進行中の事案でありますので、どういう方向で進めるか、今後の対応やこれまでの件について、協議をしたいと考えます。  
基本的には、これまでの方針を変えないということになるかと思いますが、お互い譲歩する事があれば、協議をするというものもある

議 長  
(草野会長)

かと思えます。

あくまでも、法に準じて対応するといういわき市の方針に変わりはないと思えますし、そう訴えていく。

相手が、故意でないにしても、許可された所の計画変更は自由にやっていいのだ、他の自治体が認めているとありましたが、それは身勝手な考えだということは委員の皆様にも、先方の文書から感じとれているのではないかと思います。

その他に、委員の皆様から御意見、御質問はございますか。

13番  
鈴木委員

議席番号13番、鈴木理です。

只今、会長から、基本的なお話をいただきました。

私も、その考え方でいくべきだろうと思えます。

ひとつだけ、事務局を信じているからこそ、敢えて確認をさせていただきたいのは、電話でのやり取りなので、勿論テープを取っているわけではないと思えます。

何故、こういうことになったのかという先方の言い分がありますよね。

遠いから、下請け業者に任せていたから、で、この説明を受けて、随分身勝手な話だなという風に、率直に思ったのが事実です。

そこで、私共の委員がそれに関して意見を述べております。

先方の文書にあるとおり、その意見を、取り上げて、あたかも、我々の方が傲慢な言い方をいしてるかのような発言をしているということに、我々は、きちんと対応していかなければならないと思っております。

転用許可を先に貰っている土地の中でのやり方は、もう許可済なので、その土地の中の計画は変更しても良いのだろうという形で、これからも進むということになれば、書類上はどのような書類を作ることも可能になってしまう。

それで、施工する側の都合の良いように、物事やって、追認を求めるということにやっていけば、農業委員は何のためにこの組織を持っているのか、いわき市農業委員会のみならず、全国にある農業委員会の在り方に、ひとつの問いかけをさせられたという風に受け止めても過言ではないと思えます。

この議事録を見ながら、我々の二人の仲間の委員の発言をこのように表示されると、我々の方が委縮してしまう。

これでは、我々は、何のために、自ら手を挙げて農業委員になったのかわからなくなってしまう。

先程、草野会長がお話のとおり、この事案の進む先は、色んな選択肢が考えられますが、ここで我々が手を降ろすのではなく、毅然

13番  
鈴木委員

とした態度で進むということであれば、これから太陽光発電設備は増える予想がされますので、これからについても我々農業委員のきちんとした覚悟を以て、ひとつひとつ対応することが求められていると、私は考えております。

草野会長のお話とおり、先方には是正を求めるという考え方で、いつていただきたい。

議 長  
(草野会長)

これについて、再度、事務局からございますか。

事務局  
(太局長)

今回の総会の中で、特に対応方針について見直すべきだという意見がなければ、従前どおり法令にのっとり対応していくということだと思います。

8 番  
箱崎委員

議席番号8番、箱崎寿正です。

私も現地調査を行いました。

その時も、施工途中の状況で、その時にも指導はしていたと思います。

そのまま、進めて、完成した後に、このように主張されるのは、如何なものかと思えます。

16番  
木幡委員

議席番号16番、木幡仁一です。

発言当事者として、議事録を読み直しました。

私が発言したのは、そんな契約書結ぶはずないだろうという部分も含めて申し上げたわけです。

一番大事な所をつままれて、私の見解として表示されていることについては、非常に不快な念を持っております。

それを踏まえてですけど、事務局からの説明のとおり、先程の国の方針があるのであれば、私はそれに則って判断すべきだと、他がどうであろうが、本市農業委員会としては、国の方針に基づいた判断ですということで、主張すべきだ。

ただ一つ、許可の計画変更を認めた事案があるとのことですので、その事案が今回の事案とどう違うのかということだけは、チェックをして御提示いただいた方がよいのではないかと思います。

先程の次長の発言の中で、実際の現場と異なる写真を提示したとの発言がありましたが、今までの会議の中で聴き漏れていた可能性もありますので、この部分だけ説明いただけますでしょうか。

事務局  
(太局長)

資料の9ページ、10ページにあります当該地2筆の発電所の写真です。

先程の箱崎委員の発言にもありましたが、完了報告書が提出された際の写真に不信な点があるということで、現地を確認し農業委員に現場を見ていただきました。

その際にも工事が終わっておりませんでした。

完了報告の写真については、現場の状況と異なる写真が添付されて、完了報告書が提出されていたということでございます。

事務局  
(坂本委員)

担当から補足致します。

資料の9ページ、10ページの完了報告書のとおり、2筆にそれぞれ300枚ずつの太陽光パネルを設置した旨の報告と写真が添付されておりました。

実際に添付された写真を確認したところ、1か所の発電設備の写真についてアングルを変えて2枚撮って、それぞれを別々の発電所として報告されたように見えましたので、現地を確認したところ、当該事案が分かったものです。

また、工事が終わっておらず施行中であることは、その後、農業委員の皆様が現地調査を行った際、事業者が施行中であったことから確認いただいたものです。

議 長  
(草野会長)

他に、委員の皆様から御発言はございますか。

特にないようですので、協議についてはこれまでとし、この事案については、先程からの説明のとおり、引き続き是正を求めていく、対応に変更はないということでよろしいでしょうか。

-異議無しとの声有り-

議 長  
(草野会長)

それでは、これまで通りの対応と致します。

次に、その他に移ります。

まず、事務局から何かありますか。

事務局  
(草野係長)

特にありません。

議 長  
(草野会長)

他に、委員の皆様から何かございますか。

特に無いようでありますので、以上をもちましていわき市農業委員会第40回総会を閉会致します。